

いわて 公益法人だより



臨時号
(R7年9月発行)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	P1
制度改革の全体像について	P2
公益充実資金について(公益法人)	P3～5
新制度における外部理事・監事の設置について(公益法人) ※再掲	P6～8
内閣府主催相談会の開催について	P9

【事務局からのお知らせ】

定期提出書類の審査状況について

御提出いただいた令和6年度定期提出書類については、順次審査中です。確認事項がある場合や書類の修正が必要な場合には、個別に連絡を差し上げますので、御対応のほどよろしくお願いします。

公益法人制度に関する問い合わせについては、内閣府が電話相談窓口を設置しておりますのでご活用ください。
TEL:03-5403-9669 (平日10時～16時45分)

制度改革の全体像について

主な改正事項は以下のとおりです。

今回は「公益充実資金」に関する事項をお知らせします。

また、「外部理事・監事」について、改めて紹介します。(令和7年1月臨時号の内容を一部修正の上再掲)

	法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他	
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産（公益目的事業継続予備財産）	・中期的収支均衡の期間（5年）、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・収益事業等の変更の届出化	・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化	・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・行政庁の判断ばらつきの防止（マニュアル整備、職員研修）
	法人運営の透明性向上	・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表	・開示情報の充実	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務諸表における情報開示の充実	・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・区分経理の原則義務付け	・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し（別表Hの廃止）等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・「わかりやすい財務諸表」への見直し	・区分経理、新会計基準への法人対応支援
	法人の自律的なガバナンスの充実	・法人の責務、国による支援 ・外部理事・監事 ・ガバナンス取組の事業報告記載	・外部理事（小規模法人特例の範囲） ・会計監査人の必置範囲拡大	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理		・ガバナンス取組事例等の発信（インパクト測定・マネジメント含む）
	行政による適正な事後チェック			・監督の考え方の明確化 ・定期的・網羅的な立入検査の見直し		・立入検査の重点化
	民間公益活動活性化のための環境整備			・出資（公益目的事業として／資産運用として）の考え方を明確化		・公益法人DX ・広報・啓発・法人等との対話

公益充実資金について(1)

公益目的事業について、令和7年4月1日以降に開始する事業年度から、特定費用準備資金と資産取得資金が統合され「公益充実資金」となります。

改正前

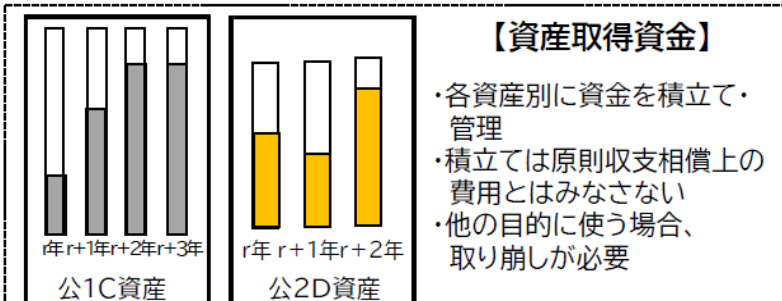
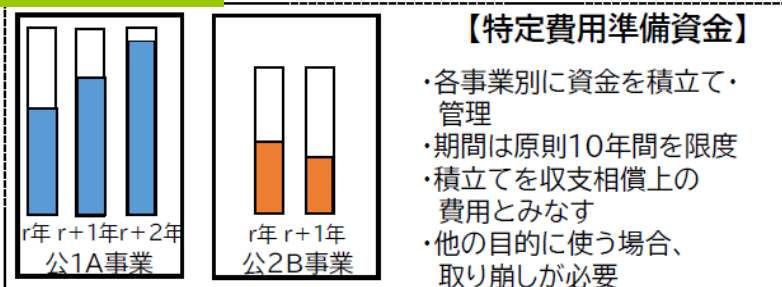
- ・財務規律に係る積立資金として、特定の事業実施のための「特定費用準備資金」と特定の資産取得のための「資産取得資金」が存在。
- ・各目的ごと(事業ごと、資産ごと)に資金は管理され、各事業(公1・公2)を跨いだ資金流用はできない。
- ・収支相償の判定において、特定費用準備資金の積み立ては費用と見なされる。

改正後

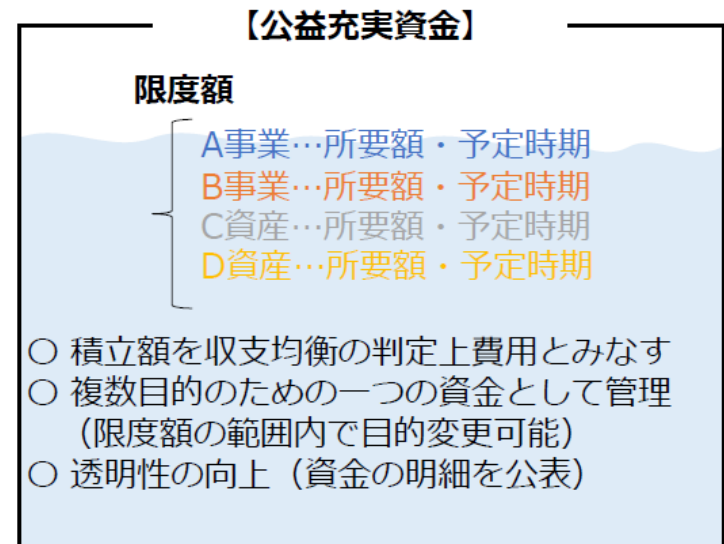
適用開始: 令和7年4月1日

- ・公益目的事業について、特定費用準備資金と資産取得資金を統合し公益充実資金を創設。
- ・複数目的のための一つの資金として管理。公1から公2への目的変更、事業の実施から資産取得への変更を行うことができる。
- ・中期的収支均衡の判定において、公益充実資金の積み立ては費用と見なされる。

改正前



改正後



(統合)



公益充実資金について(2)

公益充実資金は、中期的収支均衡だけでなく、公益目的事業比率及び使途不特定財産規制においても費用の算定上加味されるほか、使途不特定財産規制における控除対象財産となります。

	中期的収支均衡 (通常)	中期的収支均衡 (50%超繰入)	公益目的事業比率・ 使途不特定財産保有上限
収入額 (費用 額の控 除)	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1	取崩額(実額)※1	取崩額(資産取得等に 充てた額(実額)を除く) ※1
費用額	積立額(実額)	積立額(上限あり(計画的に積 み立てた場合の算定値) ※2	積立額(事業実施のために積 み立てられた算定値) ※3
公益充 実資金 の額	—	—	事業年度末における保有額が 使途不特定財産規制における 控除対象財産額となる

※1 取崩額のうち、費用計上されない資産の取得等に充てた額は控除するもの。ただし、キャッシュベースで算定を行う特例算定においては、取崩額全てを収入額とするもの。

※2 恣意的な積み立てによって、費用額を拡大することを防ぐため、費用額に算入できる上限を計画的に資金を積み立てる場合の1年間の積立額として、具体的には今後積み立てなければならない見込み金額の積み立てを行う計画期間で除した額を費用算入できる上限額とする。

※3 一般に、資産取得等がそれをもって直ちに事業活動の規模を表すものとは言い難いことから、公益目的事業比率の算定には含めないこととするものである(減価償却資産については、「減価償却費」が事業費に計上される)。

公益充実資金について(3)

現在設定している、公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金は廃止となり、それらは公益充実資金に移行します。このため、新制度施行後に開始する最初の事業年度終了後の事業報告時の書類において、従前の定期提出書類に記載していた情報から必要な情報を公益充実資金の明細に記載し、提出することになります。また、当該情報を法人自ら公表する必要があります。

【現行様式】

事業 番号	公	1	特定費用準備資金の名称 (設費別明細科目等)	30周年記念大会準備資金
			将来の特定活動の名称	30周年記念大会
			当該活動の内容	当法人は、令和12年にX周年を迎えることから、X×の普及啓蒙を図るため、毎年実施している大会よりも大規模(3倍程度の規模)の記念大会を実施する予定。大会の会費費、宣伝広告費等を準備する。
			計画期間(事業年度)	令和 5 年度 ~ 令和 12 年度 (8 年間)
			当該活動の実施予定時期	令和12年10月
			増立限度額の算定方法	同規模の20周年記念大会時の実績を基に、近年の毎年大会の費用額内を踏まえ、会費費●円、宣伝広告費●円、新設交通費●円の合計額80,000円を積立限度額とする。
			当該事業年度の目的外取崩し (当該事業年度に取崩しを行った場合のみ)	なし

1. 控除対象財産における特定費用準備資金並びに公益目的事業比率における当期積立額及び取崩額の計
【計画全体】(経過年度は実績値を記載)

年度	利益の 繰入割合	積立額	取崩額	特定費用準備資金の額 (累計)	年度末の積立限度額
5		10,000 円	0 円	10,000 円	80,000 円
6		10,000 円	0 円	20,000 円	80,000 円
7		10,000 円	0 円	30,000 円	80,000 円
8		10,000 円	0 円	40,000 円	80,000 円
9		10,000 円	0 円	50,000 円	80,000 円
10		15,000 円	0 円	65,000 円	80,000 円
11		15,000 円	0 円	80,000 円	80,000 円
12		円	80,000 円	0 円	0 円

【新様式】

【新別表A(5)ー1(公益充実資金の明細)】

下記の各項目に「」で記載し、記入し、赤字欄に「」は赤字で記入する。

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末明細を記載する。

公益充実資金	前年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末明細を記載する。

公益充実資金の本年度末明細	当年度末明細
---------------	--------

公益充実資金	前年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細

【新別表A(5)ー2(公益充実資金の明細)】

公益充実資金	前年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細
公益充実資金	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細	当年度末明細

新制度における外部理事・監事の設置について(1)

新制度における外部理事・監事の要件等について改めて紹介します。令和8年以降に選任を予定している公益法人の皆様におかれましては、遺漏のないよう御準備をお願いします。詳細については、公益法人Informationの「外部理事・外部監事に関する特設ページ」(<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/t9uq63w19e.html>)を御参照ください。

外部理事について

令和7年4月1日(新制度施行日)より、理事の1人以上は、法人外部の人材を選任することが公益認定の基準となります。施行の際に現存する公益法人は、当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日から外部理事設置の規定が適用されることとなります(改正法附則第5条第2項)。なお、**損益計算書の収益の額が3,000万円未満、かつ費用及び損失の額が3,000万円未満の法人については適用除外となります(認定令第7条)。**

外部理事は、次の全てを満たす者です。

雇用契約を結んでいる者のほか、法人の指揮命令系統に入っている者をいいます。

- (1) 当該法人又はその子法人の業務執行理事又は**使用人**ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者(認定法第5条15号)
- (2)-1 公益社団法人である場合はその社員でない者(認定規則第4条第1号)
- 2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者(同条第3号)
- (3)-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)
- 2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)

新制度における外部理事・監事の設置について(2)

外部監事について

令和7年4月1日(新制度施行日)より、監事の1人以上は、法人外部の人材を選任することが公益認定の基準となります。施行の際に現存する公益法人は、当該公益法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日から外部監事設置の規定が適用されることとなります(改正法附則第5条第3項)。なお、**監事については、適用除外規定は設けられていません。**

外部監事は、次の全てを満たす者です。

- (1) 当該法人又はその子法人の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の理事又は使用人であったことがない者(認定法第5条16号)
- (2)-1 公益社団法人である場合はその社員でない者(認定規則第5条第1号)
 - 2 社員が法人である場合は、その役員又は使用人でない者(同条第3号)
- (3)-1 公益財団法人である場合は、その設立者でない者(同条第2号)
 - 2 設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者(同条第4号)

現在の理事・監事の人選の考え方(例:理事は地区ごとに選任する、監事は理事経験者から選任する等)との調整が難しい場合には、定款を改正して定員を増やすことも考えられます。

また、外部理事・監事への報酬の支給は必須ではありませんので、法人の状況に応じて必要性を御検討ください。

新制度における外部理事・監事の設置について(3)

所要の時期までに外部理事・監事の設置が難しい場合には、合理的な理由を説明いただくこととなります。内閣府の改訂ガイドラインには以下のとおり記載しているところです。

(1) 新制度施行直後

外部理事・監事について、改正認定令及び改正認定規則の公布(令和6年10月30日)以降、遅滞なく、外部理事・監事の選任、定款等の改訂等の準備を開始したにも関わらず、外部理事・監事の設置を行うことができなかった場合や、外部理事について、新制度施行直後に提出予定の事業報告の数値により外部理事を選任する必要が生じた法人が、急遽の外部理事の選任、定款等の改訂等を行うことができない場合には、外部理事・監事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて行政庁から法人に説明を求めることとし、やむを得ず困難であると認められる場合には、基本的に本件に対する監督は行わないこととする。

やむを得ない特段の事情が認められない場合には、法人に対して報告徴収を行い、より詳細な経緯や今後の見通し等の報告を求めることがあります。

(2) 外部理事について、突発的に収益及び費用・損失が3,000万円以上となった場合

突発的に収益及び費用・損失が3,000万円以上となった法人等に直ちに外部理事を選任することや定款の改訂等を行うことは容易ではないところ、外部理事を公益認定基準とした趣旨に鑑みれば、適切な者を選任することが重要であり、外部理事の選任には一定の期間を要するものと考えられる。これらを踏まえ、外部理事の設置に係る監督については、法人に対し外部理事の選任に係る手続の状況や選任までの見通しなどについて説明を求めることとし、法人の置かれた状況や諸般の事情を考慮して行うこととする。

内閣府主催相談会の開催について

内閣府から公益法人等を対象とした相談会の開催の案内がありましたので、お知らせします。
今回は、主に**新公益法人会計基準(令和6年会計基準)**に関する相談会とのことですので、
会計に関する困りごと等がある法人は、参加を御検討ください。

○令和7年度第7回相談会(対面方式)

1 日時

令和7年10月21日(火) 13:00～16:50

(**申込締切:10月7日(火)**)

2 場所

仏教伝道センター8階「和」(東京都港区芝4-3-14)

3 その他

詳細は下記URLを御参照ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/nykeztq1hl.pdf>

年間の開催日程は下記URLを御参照ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/zvkc9s862d.pdf>